

駐車場関係施策に関する意見・質問への回答

番号	質問	回答
1	<p>当課では無料の市営駐車場を管理しています。(ゲートバーやロック板などは設置しておらず、駐車券も発行しない駐車場です。) この駐車場には数年前から故障車が1台放置されています。持ち主の住所はわかるので、時折自宅に訪問し車の退去を求めています。なかなか効果はありません。当該駐車場には管理規程により「駐車場利用の拒否」などが定められていますが、具体的な手段については定めていません。また、この車両は管理規程ができる以前から放置されているため、管理規程の「駐車場の利用の拒否」では退去させられない状況です。違法駐車等を防止する条例もないため、なかなか手が出せていませんが、何かよい手法があればご教授願いたいです。</p>	<p>民事上の問題については、弁護士にご相談ください。</p> <p>また、無条件に無料の駐車場を提供することは、行政財産の公平な利用や、公共交通利用、民間駐車場事業への影響等の観点から、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>なお、平成17年に適切なルールに則った駐車場運営と駐車場利用者の利益の保護に資する目的で、個々の駐車場の管理規程を定める際の参考となる雛形である「駐車場管理規程例」を策定しています。</p> <p>(参考) 駐車場管理規程例の策定について https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000023.html</p>
2	<p>125cc以上の自動二輪駐車場の対策について、どのような手法があるか。</p>	<p>地方公共団体において、自動二輪車駐車施設に係る駐車施設の附置義務条例を制定・規定の追加することや、自転車駐車場の管理に関する条例等に自動二輪車を位置づける改正等により、自転車等駐車場において自動二輪車を受入ることが考えられます。</p> <p>(参考) 自動二輪車等の駐車対策 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000039.html</p>
3	<p>保育所から20m以内への駐車場出入口の設置について 駐車場法第七条第一項では、保育所の出入口から20m以内の部分への駐車場出入口の設置が認められておらず、大臣認定の対象ともなっていないことから、非常に厳格な規定となっております。しかしながら、都市部においては、ビルテナントとして保育所が入居するケースもあり、周辺の地権者がこれを把握しておらず、新たに駐車場を設ける際に駐車場が設置できないといったトラブルとなるケースがあり</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、駐車場法施行令第7条第1項第1号ハの規定につきましては、昭和46年の駐車場法施行令改正において、各都市の条例等による自動車車庫等の規制に関する状況を踏まえて設定されています。</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問への回答

番号	質問	回答
	<p>ます。本規制についても、新たに大臣認定の対象とし、必要な安全対策がなされる場合は、出入口の設置を認めるなど、緩和規定について検討をお願いします。</p>	
4	<p>将来の駐車場需要量予測について まちづくりと連携した駐車場施策の検討にあたり、将来の需要量予測実施の際は、PT 調査データ等の統計データを活用することで、より精度の高い予測結果が得られると認識しています。しかしながら、具体的な検討手法等の情報が少なく、今後の検討方針等に苦慮しています。</p> <p>つきましては、他都市の事例等統計データを活用した需要量予測を実施した事例がございましたら、御教授願います。</p>	<p>近年、国としてとりまとめたものはありませんが、駐車場関連計画や附置義務を見直した自治体（熊本市や宇都宮市、金沢市、山形市、さいたま市等）や、東京都の地域ルール協議会（大田区等）において資料が公表されている場合がありますので、ご参考ください。</p> <p>なお『まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン（第2版）』及び参考資料も参考にしてください。</p> <p>（参考）まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000085.html</p>
5	<p>駐車マス内にEV充電機が設置されている場合 その部分は駐車のために供する部分の面積に含まれるのでしょうか。</p>	<p>EV 充電器を設置することにより、駐車が出来ない部分は、駐車のために供する面積に含まれないものと考えます。</p>
6	<p>駐車場法施行令第16条「駐車料金の額の基準」に基づいて指導を行った事例はありますか。</p>	<p>事例については把握しておりません。</p>
7	<p>建築物である路外駐車場について 路外駐車場（青空駐車場）の一部区画がカーポート型の屋根を有する場合について、屋根がついている部分は建築物である路外駐車場と見なすべきでしょうか。</p> <p>駐車場法の「建築物である路外駐車場」の定義によると、「建築物＝土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」であり、カーポート型の簡易的な構造の物であっても、建築物である駐車場であると考えられます。</p>	<p>路外駐車場の一部が建築物の定義に該当するものであれば、当該部分は建築物である路外駐車場に該当するものと考えます。</p> <p>一部が建築物である路外駐車場である場合に、政令における技術的基準のうち、建築物である路外駐車場に係る規定について、路外駐車場全体に適用する必要があるかは個別施設の状況に応じて、適切にご判断いただくようお願いします、</p>

駐車場関係施策に関する意見・質問への回答

番号	質問	回答
	<p>しかし、カーポート型の屋根の有無以外は環境的に青空駐車場と違いないため、いわゆる自走式の立駐のような、建築物である駐車場特有の規制(照明装置や警報装置)は合理的ではないとも考えられます。</p>	
8	<p>現地への供用時間及び料金の表示の規定の運用について 現地への供用時間及び料金の表示については、駐車場法施行令第17条において“路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に明示しなければならない”旨の規定がありますが、これを確認する(必要書類を提出させる)方法について、特に規定がありません。 本市では、駐車場法第13条に基づく届出(以下「管理規程届」という。)の提出時に添付をお願いしているチェックシートの中で、「路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示している。」ことの有無をチェックさせる運用を図っているところですが、これでは当該規定の実効性を確保できないため、駐車場法第18条(立入検査等)第1項を根拠に、管理規程届の提出時に写真の提出を求めるべき(求めることができる)と考えています。一方で、見やすい場所・表示方法について考え方が示されていないため、求めた場合の処理に懸念があります。 つきましては、本規定の運用のあり方(実効性を確保する必要性及び方法)について、御見解を伺います。</p>	<p>平成10年2月12日付け街路課長通達において届出制度の運用について定めている通り、法定外の書類の提出を義務づけることのないよう求めています。また、届出義務の履行後に必要に応じて、駐車場法第18条に基づき、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求めることができる旨お示ししているところです。また、駐車場法第19条に基づき、都道府県知事等は、路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくは命令に違反していると認める時は、路外駐車場管理者に対して是正のために必要な措置を命ずることができます。 一般に、届出は行政の監督の端緒として、行政に対して一定の事項を通知するものであり、届出時に把握すべき事項と、監督において、運営が法令に適合しているかを必要に応じて把握する事項は必ずしも一致しないこともあると考えます。 参考までに、日本パーキングビジネス協会が平成26年に作成した「時間貸駐車場における表示・運用に関するガイドライン」では、利用規約について「利用者がコインパーキングを利用する前に確認できる状態で掲示すること」とされており、「入口付近に設置」「入口付近の精算機に貼付」することが推奨されています。</p>